

参考条文

○造船業基盤整備事業協会法（廃止…平成十二年四月二六日法律四十七号）

（目的）

第一条

造船業基盤整備事業協会は、特定船舶製造業における計画的な設備の処理を促進するための設備及び土地の買収等の業務を行うとともに、民間において行われる高度船舶技術に関する試験研究を促進するための助成等の業務を行うことにより、造船に関する事業における経営の安定及び技術の高度化のための基盤の整備を図ることを目的とする。

（定義）

第二条

この法律において「特定船舶製造業」とは、最近における内外の経済的事情の著しい変化により、その船舶製造業における造船能力が著しく過剰となり、かつ、その状態が長期にわたり継続するこ
とが見込まれるため、その船舶製造業に属する事業者の相当部分の経営の著しい不安定が長期にわ
たり継続するおそれがあると認められる船舶製造業であつて、当該船舶製造業の用に供する設備の
廃棄、長期の休止又は譲渡を行うことによりその事態を克服することが必要であると認められるも
のとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「特定船舶製造事業者」とは、特定船舶製造業に属する事業を営む者をいう。

3 この法律において「高度船舶技術」とは、船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造及び修繕に関す
る技術であつて、それらの性能又は品質の著しい向上に資するものその他の造船に関する事業にお
ける経営の安定及び技術の高度化に相当程度寄与するものをいう。

(業務)

第二十九条 協会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 特定船舶製造業の用に供する設備及び土地を併せて買収すること（当該設備が設置されている事業場における特定船舶製造業のすべてが廃止される場合に限る。）。

二 買収した設備の管理及び譲渡又は廃棄を行うこと。

三 買収した土地の再利用のための造成その他の管理及び譲渡を行うこと。

四 第三十三条第一項の納付金を徴収すること。

五 十四 (略)

2 (略)

(特定船舶製造事業者の納付金)

第三十三条 特定船舶製造事業者は、国土交通大臣が告示で定める日以後において、国土交通省令で定める船舶の製造を内容とする請負契約を締結したときは、協会が行う第二十九条第一項第一号から第三号までに掲げる業務に要する経費の一部に充てるため、国土交通省令で定めるところにより、協会に対し、当該請負契約に定められた船舶に国土交通大臣が毎年度定める納付金率を乗じて得た額の納付金を納付しなければならない。

2 前項の納付金率は、当該年度の開始前に、当該年度における同項の船舶の受注の見通し及び協会が行う第二十九条第一項第一号から第三号までに掲げる業務の実施の見通しを基礎とし、特定船舶製造業における経営の安定に支障を与えないように配慮して定めるものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の納付金率を定めようとするときは、交通政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 国土交通大臣は、第一項の納付金率を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(強制徴収)

第三十四条 協会は、前条第一項の納付金の納付義務者が納期限までに同項の納付金を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 協会は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならぬ。

3 協会は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその督促に係る納付金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分例により、国土交通大臣の認可を受けて、滞納処分をすることができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5 協会は、第一項の規定により督促をしたときは、その督促に係る納付金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付金の完納の日又は財産の差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。ただし、国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(資料の提出の請求)

第三十五条 協会は、第二十九条第一項第四号に掲げる業務を行うため必要があるときは、特定船舶製造事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

○造船業基盤整備事業協会法施行令（昭和五十三年政令第三百七十三号）

（特定船舶製造業）

第一条 造船業基盤整備事業協会法第二条第一項の政令で定める船舶製造業は、長さ五十メートル以上の船舶の製造をすることができ、かつ、製造することができ最大の船舶の総トン数が一万トン未満である造船台又はドックを使用する船舶製造業（総トン数一万トン以上の船舶の製造をすることができる造船台又はドックを使用する船舶製造業に属する事業を営む者が併せて営む事業が属するものを除く。）とする。

○造船業基盤整備事業協会に対する特定船舶製造事業者の納付金の納付に関する省令（昭和五十四年省令）

（特定船舶製造事業者の納付金の対象となる船舶）

第一条 造船業基盤整備事業協会法第三十三条第一項の運輸省令で定める船舶は、長さ五十メートル以上の船舶であつて総トン数五千トン未満のものとする。

（特定船舶製造事業者の納付金の納付等）

第二条 法第三十三条第一項の納付金の納付義務者は、造船業基盤整備事業協会（以下「協会」という。）から納付金の額、納期限及び納付方法の通知を受けたときは、当該通知に従い、協会に対し、納付金を納付しなければならない。

2（5）（略）

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年十二月十八日法律百八十号）

（機構の目的）

第三条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を総合的かつ効率的に行うことにより、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立並びにこれによる地域の振興並びに大都市の機能の維持及び増進を図るとともに、運輸技術に関する基礎的研究に関する業務を行うことにより、陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

2 （略）。

附則抄（業務の特例）

第十一条 機構は、当分の間、第十二条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 （略）

二 旧事業団法一部改正法附則第八条の規定による廃止前の造船業基盤整備事業協会法（昭和五十二年法律第百三号。第九項において「旧協会法」という。）第二十九条第一項第二号から第四号までに掲げる業務を行うこと。

三 六 （略）

2 4 （略）

5 第一項の規定により機構が同項第二号の業務を開始する場合においては、機構は、業務方法書に、当該業務の内容その他国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。

6 8 （略）

9 第一項の規定により機構が行う同項第二号の業務については、旧協会法第三十三条から第三十五

条まで、第五十三條及び第五十四條の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。(以下略。「協会」を「鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に読み替える規定)

10 (略)

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年六月二十七日政令第二百九十三号）
附則抄（業務の特例に関する経過措置）

第十一条 法附則第十一条第一項の規定により機構が行う同項第二号の業務については、運輸施設整備事業
団法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第四百七
十四号）第二条の規定による廃止前の造船業基盤整備事業協会法施行令（昭和五十三年政令第三百
七十三号。以下この項において「旧協会法施行令」という。）第二条第一項（同項第二号に係る部分
に限る。）の規定は、法附則第十一条第一項第二号の業務が終了するまでの間は、なおその効力を有
する。（以下略。「協会」を「鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に読み替える規定）

2（略）

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（平成十五年省令第二百二号）
附則第二条（八項まで省略）

9 法附則第十一条第一項の規定により機構が行う同項第二号の業務については、運輸施設整備事業
団法施行規則の一部を改正する省令（平成十三年国土交通省令第三十三号）附則第二条の規定によ
る廃止前の造船業基盤整備事業協会に対する特定船舶製造事業者の納付金の納付に関する省令（昭
和五十四年運輸省令第六号。以下「旧納付金省令」という。）は、この省令の施行後も、なおその効
力を有する。（以下略。「協会」を「鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に読み替える規定）

【審議会】

納付金率を定める審議会については、制定時の造船業基盤整備事業協会法（SS3）では海運造船合理化審議会とされていたが、中央省庁等改革関係法施行法により、現在は交通政策審議会海事分科会にその事務が承継されている。

○交通政策審議会令（平成十二年六月七日政令第三百号）

附則

第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

第二条 海事分科会は、第六条第一項の表海事分科会の項下欄に掲げる事務をつかさどるほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第十一条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧造船業基盤整備事業協会法（昭和五十三年法律第百三号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理する。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）

（造船業基盤整備事業協会法の一部改正）

第千二百十二条 造船業基盤整備事業協会法（昭和五十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「政令で定める審議会」を「交通政策審議会」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。